

なんでも無料相談会を開催します

生活相談支援センター「くらしごと」では、釧路弁護士会、法テラス釧路の弁護士をはじめ、各分野の専門家がさまざまな相談を受け付けます。

日時●2月20日(土) 10時～12時

会場●振興センター

相談内容●法律、医療、介護、福祉、生活、仕事などについて

相談料●無料 ※事前予約が必要です

申込方法●電話またはファクスで、名前・住所・電話番号・相談内容を知らせてください。

ファクス●☎0154-25-0288

※相談開始時間は、受け付け完了後に電話でお知らせします

問合先●生活相談支援センター ☎0154-65-1250

社会福祉協議会会葬お礼はがき利用料

- ・進藤智恵子さん（西庶路東2南1）12,000円
- ・穴戸 儀雄さん（東2南2）26,000円
- ・岩崎 厚子さん（東1北3）8,000円
- ・結城 國志さん（西庶路東1北3）10,000円
- ・長内 昭子さん（東1北7）6,000円
- ・佐々木 繁さん（東2北2）17,000円
- ・結城 敦哉さん（西庶路東1北3）21,000円
- ・郡山 昌明さん（西1北1）8,000円



釧路市西消防署白糠支署 12月末までの活動状況

救急出動件数 520件（40件）

- ・急病 (33件)
- ・交通事故 (0件)
- ・その他 (7件)

ドクターヘリ搬送件数 19件（2件）

火災出動件数 9件（1件）

その他の出動件数 78件（5件）

※（ ）内は12月の出動件数

ヒートショックに気をつけましょう！

冬場に増える急激な温度変化により血管が変動して意識を失ったり、心筋梗塞や脳梗塞などが起こることを「ヒートショック」と言います。温かい部屋から浴室やトイレなどへ行く際は注意しましょう。

問合先●西消防署白糠支署 ☎2-2053

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた分の額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

申請は役場町民サービス課保険年金係で受け付けています。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額

のどちらかがゼロ円の場合は対象となりません

※支給額が500円以下の場合には支給されません

■自己負担限度額

①3割負担

- ・課税所得690万円以上：212万円
- ・課税所得380万円以上：141万円
- ・課税所得145万円以上：67万円

②1割負担

- ・一般：56万円
- ・住民税非課税世帯（区分Ⅱ※1）：31万円
- ・住民税非課税世帯（区分Ⅰ※2）：19万円

※1：世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

※2：世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得がゼロ円（公的年金収入のみの場合、その支給額が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している方

問合先●後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
町民サービス課保険年金係 内線（523）

安心安全にスマートフォンを利用するために

2月～5月は春のあんしんネット・新学期一斉行動期間です。満18歳未満の子どもにもスマートフォン等、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に充分注意してください。

①適切にインターネットを利用する

知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

②家庭のルールを作る

「利用時間は夜9時まで」など、ご家庭のルールを作りましょう。

③フィルタリングなどを設定する

不用意に違法サイト等にアクセスしないよう、必ずフィルタリングを設定してください。

※総務省ホームページのトラブル事例集も活用してください。（検索ワード：総務省インターネットトラブル事例集）

問合先●教育委員会社会教育課 ☎2-2287